

**建築基準法に基づく指定確認検査機関に対する業務停止命令等について
(株式会社住宅性能評価センター)**

平成14年10月11日
国土交通省関東地方整備局

1. 住宅性能評価センターに対する業務停止命令等

関東地方整備局では、建築基準法に基づく指定確認検査機関に対し緊急立入検査を行った結果、株式会社住宅性能評価センターについて、確認検査員以外の者に完了検査を実施させていた事実が判明したため、同社に対し次のとおり業務停止等を命じた。
(立入検査の概要については別紙参照)

①業務停止命令

建築基準法第77条の35第2項に基づき、次のとおり業務停止を命じた。

イ 業務停止の期間

1月間(平成14年10月25日～11月24日)

ロ 業務停止の範囲

指定を受けた業務区域全域 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く)、神奈川県、山梨県及び長野県の全域)

ハ 行えない業務

確認検査に係る契約の新規締結、当該契約締結のための交渉等

②監督命令

建築基準法第77条の30に基づき、次の措置を講ずるよう命じた。

イ 業務改善計画書の提出

確認検査員以外の者に確認検査を実施させないこと等法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を2週間以内に関東地方整備局に提出すること。

ロ 業務の実施状況に関する定期的な報告

確認検査の業務の公正かつ適確な実施が確保されるまでの間、業務改善計画書に基づく業務の実施状況を定期的に関東地方整備局に報告すること。

ハ 確認検査員以外の者に検査を実施させた建築物等についての検査の実施

被処分者の負担において、これまでに確認検査員以外の者に検査を実施させたすべての建築物及び工作物を特定し、これらが建築基準法等に適合しているかどうかについて確認検査員に検査を実施させ、建築主・築造主、所有者及び特定行政庁に報告すること。また、その実施状況を関東地方整備局に報告すること。

<問い合わせ先>

国土交通省関東地方整備局建政部

住宅整備課課長

TEL 048-600-1908 (直通)

FAX 048-600-1923

(参考) 立入検査の概要

(1) 対象機関

関東地方整備局では、建築基準法に基づき、管内を業務区域とする指定確認検査機関4機関を指定している。

※ 指定確認検査機関：建築基準法に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事から指定を受けて建築確認検査を行う民間機関で、現在、全国で84機関が指定されている。国土交通大臣の権限のうち、二以上の都道府県の区域で、かつ一の地方整備局の管轄区域の範囲内において業務を行うものに係る権限については、地方整備局長に委任されている。

これら4機関について、建築基準法に基づく確認検査業務の公正かつ的確な実施、特に確認検査の実施体制について調査することを目的に、建築基準法第77条の31の規定に基づき、平成14年9月30日に一斉に緊急立入検査を実施した。

なお、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく指定住宅性能評価機関を兼ねている機関については、同法に基づく性能評価業務についても併せて検査を行った。

(関東地方整備局の指定確認検査機関)

	機関名	住所	業務区域	指定日	品確法
1	(株)東京建築検査機構	東京都中央区東日本橋 1-1-4	関東整備局管内 (島嶼除く)	H13.6.1	評価機関
2	(株)日本住宅保証検査機構	東京都江東区住吉 2-8-11	関東整備局管内 (島嶼除く)	H13.6.1	評価機関
3	(株)住宅性能評価センター	東京都新宿区新宿 2-3-11	関東整備局管内 (島嶼除く)	H13.11.2	評価機関
4	(株)神奈川建築確認検査機関	神奈川県相模原市相模大野 2-22-13	東京都の一部及び 神奈川県の一部	H13.11.2	—

(2) 検査結果

立入検査の結果、株式会社住宅性能評価センターについて、以下の事実が判明した。

建築基準法第77条の24第1項の規定により、指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、国土交通省令で定める方法に従い、確認検査員に検査を実施させなければならないにもかかわらず、確認検査員以外の者に完了検査を実施させた。このことは、同法第77条の35第2項第1号の違反行為に該当する。

※ 確認検査員：確認検査を実施させるため、建築基準適合判定資格者検定に合格し登録を受けた者のうちから指定確認検査機関が選任した技術者。建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、一級建築士試験に合格し、確認検査等に関して2年以上の実務経験があることとされている。